

東京都板橋区立地域センター施設利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立地域センター条例（平成17年板橋区条例第10号。以下「条例」という。）、東京都板橋区立地域センター条例施行規則（平成17年板橋区規則第19号。以下「規則」という。）及び東京都板橋区公共施設予約システムの利用者登録に関する規則（平成10年板橋区規則第49号。以下「システム規則」という。）に定めるもののほか、施設利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例、規則及びシステム規則において使用する用語の例による。

(利用者登録の方法等)

第3条 規則第2条第3項の規定に該当する者は、システム規則第5条の規定により地域センターを利用するための利用者登録を申請することができる。

2 区長は、システム規則第6条第2項の規定により利用者登録を行ったときは、申請者に対して利用者カードを交付する。

3 利用者登録の申請は、次の各号に掲げる施設において受け付ける。

- (1) 地域センター
- (2) 舟渡ホール
- (3) 区民文化部地域振興課
- (4) 文化会館
- (5) グリーンホール
- (6) 小豆沢体育館
- (7) 赤塚体育館
- (8) 植村記念加賀スポーツセンター
- (9) 上板橋体育館
- (10) 高島平温水プール
- (11) ハイライフプラザ
- (12) リサイクルプラザ
- (13) 企業活性化センター
- (14) エコポリスセンター
- (15) グリーンカレッジホール
- (16) ものづくり研究開発連携センター

(利用者登録の確認)

第4条 前条の規定により利用者登録をしようとする者（規則第2条第3項ただし書の規定により成増地域センターを利用するための利用者登録をしようとする者を除く。）は、代表者及びその団体を構成する者1名以上が規則第2条第3項各号のいずれかの者であることが確認できる書類を提示するものとする。この場合において、規則第2条第3項第1号に該当する者については第1号に掲げる書類のうちいずれかのものを、規則第2条第3項第2号に該当する者については第1号に掲げる書類のうちいずれかのもの及び第2号に掲げる書類のうちいずれかのものを、規則第2条第3項第3号に該当する者については第1号に掲げる書類のうちいずれかのもの及び第3号に掲げる書類のうちいずれかのものを提示しなければならない。

- (1) 本人であること及び区内に住所を有することを証する書類
 - (ア) マイナンバーカード
 - (イ) 運転免許証

- (ウ) 運転経歴証明書
- (エ) パスポート
- (オ) 在留カード
- (カ) 健康保険証
- (キ) 住民基本台帳カード（写真付き）
- (ク) 住民票
- (ケ) 身体障害者手帳
- (コ) 年金手帳
- (サ) その他区長が適当と認めた書類

(2) 区内の事務所又は事業所に勤務することを証する書類

- (ア) 社員証
- (イ) 在勤証明書
- (ウ) その他区長が適当と認めた書類

(3) 区内の学校に在学することを証する書類

- (ア) 学生証
- (イ) その他区長が適当と認めた書類

2 規則第2条第3項ただし書の規定により成増地域センターを利用するための利用者登録をしようとする者は、次の各号に掲げる書類のうちいずれかのものを代表者及びその団体を構成する者1名以上が提示をしなければならない。

- (ア) マイナンバーカード
- (イ) 運転免許証
- (ウ) 運転経歴証明書
- (エ) パスポート
- (オ) 在留カード
- (カ) 健康保険証
- (キ) 住民票
- (ク) 身体障害者手帳
- (ケ) 年金手帳
- (コ) その他区長が適当と認めた書類

(利用者登録の変更)

第5条 システム規則第9条に規定する登録事項の変更の届出を行おうとする者は、利用者カードを持参し、変更する事項に応じて前条各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(抽選による申請の受付等)

第6条 規則第3条第3項の規定による抽選（以下「抽選」という。）による施設の申請の受付は、毎月24日（その日が休業日又は休日にあたる場合は、その直前の業務日）に当該施設を管理する地域センターの指定した場所及び時間において行うものとする。

2 規則第3条第1項ただし書に規定する別に定める申請書は、はがき参加票とする。

3 はがき参加票により地域センター（成増地域センターのホール、第1和室、第1洋室及び楽屋を除く。）を利用しようとする日の属する月の3か月前の18日までに施設の利用申請をした者は、規則別表第1の利用しようとする地域センターの窓口の欄に掲げる日に利用申請をしたものとみなし、抽選に参加することができる。

4 施設の利用申請（成増地域センターのホール及び楽屋並びに常盤台地域センターの和室A及び洋室A（常盤台地域集会室）の利用申請を除く。）は、施設システムを設置している施設（指定管理者が管理しているものを除く。）においてする場合にあっては利用しようとする日の1業務日前まで、申請システムによりする場合にあっては利用しようとする

する日の2業務日前まですることができる。ただし、利用しようとする地域センターにおいては、利用しようとする日の当日（その日が休業日又は休日に当たるときは、その直前の業務日）まで利用申請をすることができる。

- 5 施設の利用申請（常盤台地域センターの和室A及び洋室A（常盤台地域集会室）の利用申請に限る。）は、施設システムを設置している施設（指定管理者が管理しているものを除く。）においてする場合にあっては利用しようとする日の3業務日前まで、申請システムによりする場合にあっては利用しようとする日の4業務日前まですることができる。
- 6 施設の利用申請（成増地域センターのホール及び楽屋の利用申請に限る。）は、成増地域センターのホールにあっては、利用しようとする日の1月前の日（その日が休業日又は休日に当たるときは、その直前の業務日）まで、成増地域センターの楽屋にあっては、利用しようとする日の当日まで利用申請をすることができる。

（仮予約申請の手続き）

第7条 施設の仮予約の申請（以下「仮予約申請」という。）（成増地域センターのホール及び楽屋の仮予約申請を除く。）の受付は、施設システムを設置している施設（指定管理者が管理しているものを除く。）においてする場合にあっては利用日の1業務日前まで、申請システムによりする場合にあっては利用日の2業務日前まですることができる。

2 仮予約申請（成増地域センターのホール及び楽屋の仮予約申請に限る。）の受付は、施設システムを設置している施設（指定管理者が管理しているものを除く。）においてする場合にあっては利用日の1月前の日（その日が休業日又は休日に当たるときは、その直前の業務日）まで、申請システムによりする場合にあっては利用日の22業務日前まですることができる。

3 仮予約申請をすることができる日数は、1施設1日を単位とし5日を限度とする。

4 仮予約申請の有効期限は、仮予約申請をした日の翌日から起算して5業務日を経過した日又は第1項若しくは第2項に規定する日のいずれかのうち、先に到達した日までとする。

5 前項の規定による仮予約申請の有効期限内に、施設において使用料を納付して利用申請が完了しないときは、当該有効期限の満了をもって、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、口座登録をしている者が仮予約申請をしている場合であって、当該仮予約申請の有効期限が満了したときは、利用申請が完了したものとみなす。

6 前項ただし書の規定にかかわらず、成増地域センターのホール及び楽屋の仮予約申請をしている場合であって、利用申請をしようとするときは、第4項の仮予約申請の有効期限内に、成増地域センターにおいて使用料を納付しなければならない。

7 区長は、仮予約申請を受け付けたときは、仮予約申請をした者に対し、施設システムによる場合にあっては仮予約受付票を、申請システムによる場合にあっては仮予約番号を交付する。

8 口座登録をしていない者が仮予約申請をしている場合であって、当該者が利用申請をしようとするときは、地域センター又は地域振興課に仮予約受付票を提出し、又は利用者カードを提示するものとする。

（利用申請の不承認）

第8条 条例第6条第2項第5号の区長が利用を不相当と認めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 利用しようとする施設（成増地域センターのホール、第1和室、第1洋室及び楽屋を除く。次号において同じ。）において営利行為（物品等の販売、インターネットへの動画の投稿又はインターネットを通じた放送による広告収入を目的とする行為、実費以上の会費を徴収して行う講習会その他これらに類する行為をいう。）をしようとするとき。

- (2) 利用しようとする施設寄付又は募金をしようとするとき。
- (3) 近隣の迷惑となる行為をしようとするとき。
- (4) 16歳未満の者であって義務教育を修了していないもののみで利用しようとするとき。
- (5) その他区長が施設の設置目的になじまないと認める行為をしようとするとき。

(利用上の注意事項)

第9条 利用者は、条例第11条及び第13条の規定により、施設を利用するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設の管理者の承諾を得ずに当該施設に掲示物を張らないこと。
- (2) 施設の管理者の承諾を得ずに当該施設の壁又は床にテープを張らないこと。
- (3) ごみを持ち帰ること。

(利用確認書の提出)

第10条 利用者は、条例第13条の規定により施設を原状に回復したときは、当該施設の管理者に施設利用確認書を提出しなければならない。

(利用承認の変更)

第11条 利用者は、規則第9条に規定する利用承認の内容の変更申請を、変更する前の利用日の1業務日前(成増地域センターのホール及び楽屋の利用承認の内容の変更申請は、変更する前の利用日の1月前の日(その日が休業日又は休日に当たるときは、その直前の業務日))まで地域センター又は区民文化部地域振興課においてすることができる。

2 利用承認の内容の変更ができる範囲及び取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設の利用日の変更は、変更後の利用日を、当該変更を申請した時点において利用申請することができる日とするときに限り行うことができる。
- (2) 利用する施設の変更は、変更後の施設を、条例別表第2に掲げる施設とするときに限り行うことができる。
- (3) 利用承認の変更により使用料が増額となったときは、その差額を徴収し、使用料が減額となったときは、その差額は還付しない。
- (4) 利用承認の変更をしようとするときは、利用承認書(申請システムで承認を受けた者にとっては、利用者カード)を地域センター又は地域振興課に提示するものとする。

(抽選方法等)

第12条 抽選の方法その他抽選をするに当たり必要な事項は、当該抽選をしようとする地域センターの定めるところによる。

(はがき参加票による抽選参加者への抽選結果の取扱い)

第13条 はがき参加票による利用申請をした者に係る抽選結果の取扱いについては、第7条第5項及び第6項の規定を準用する。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。